

## 休眠預金等に関するお客様へのお知らせ

お客様各位

大阪商工信用金庫

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

平成30年1月1日から施行される「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下、「休眠預金等活用法」といいます。 )にもとづき、お客様からお預かりしている長期間異動がない預金(以下、「休眠預金等」といいます。 )につきましては、平成31年以降、毎年一定の期日に、預金保険機構へ納付させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

また、休眠預金等活用法にもとづく休眠預金となった場合でも、お客様の申出により、当金庫を通じて、引き続き払戻しをさせていただくこととしております。

(預金通帳・証書やお取引印が見当たらない場合でも、ご本人の預金であることが確認できれば払い戻しができますので、当金庫本支店の窓口までご照会・ご相談ください。 )

### < 休眠預金等の定義 >

#### 1. 休眠預金等とは

最終異動日等から10年を経過した預金等を行います。

#### 2. 最終異動日等とは

次の i ~ iv うち、最も遅い日をいいます。

i. 当該預金等に係る異動が最後にあった日。

ii. 当該預金に係る預入期間や計算期間の末日など。

iii. 当金庫が当該預金等に係る預金者等に対し、当該預金等に係る通知を発送した日。

(当該通知が当該預金者等に到達した場合に限ります。 )

iv. 当該預金等が預金等に該当することとなった日。

#### 3. 異動とは

当金庫における異動とは、以下の事由をいいます。

##### (1) 法定の異動事由

引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替等による預金等に係る預金額の異動等、休眠預金等活用法第2条第4項第1号に規定する事由

(2) 休眠預金等活用法第2条第4項第2号にもとづき、当金庫が行政庁から認可を受けた以下の事由

預金種類ごとの認可事由は、次頁のとおりです。

預金等の種類	認可を受けた事由
当座預金	下記 ①、②、③に掲げる事由 ※ ①は、通帳の再発行のみ ※ ②は、a、fに掲げる事由のみ
普通預金	下記 ①、②、③、④に掲げる事由 ※ ①は、証書を除き、かつ、記帳については、窓口端末での記帳時に記帳する取引がない場合を除く ※ ②は、a、b、e、fに掲げる事由のみ
貯蓄預金	下記 ①、②、③に掲げる事由 ※ ①は、証書を除き、かつ、記帳については、窓口端末での記帳時に記帳する取引がない場合を除く ※ ②は、a、b、fに掲げる事由のみ
納税準備預金	下記 ①、②、③に掲げる事由 ※ ①は、証書を除き、かつ、記帳については、窓口端末での記帳時に記帳する取引がない場合を除く ※ ②は、fに掲げる事由のみ
通知預金	下記 ①、②、③に掲げる事由 ※ ①は、繰越を除く ※ ②は、c、fに掲げる事由のみ
期日指定定期預金	下記 ①、②、③に掲げる事由 ※ ①は、繰越を除く ※ ②は、d、fに掲げる事由のみ
自由金利型定期預金 (スーパー定期)	同上
自由金利型定期預金 (大口定期預金)	同上
変動金利定期預金	同上
自動継続期日指定定期預金	下記 ①、②、③、④に掲げる事由 ※ ①は、繰越を除く ※ ②は、d、e、fに掲げる事由のみ
自動継続自由金利型定期預金 (スーパー定期)	同上

自動継続 自由金利型 定期預金 (大口定期預金)	下記 ①、②、③、④に掲げる事由 ※ ①は、繰越を除く ※ ②は、d、e、fに掲げる事由のみ
自動継続 変動金利 定期預金	同上
積立 定期預金	下記 ①、②、③、④に掲げる事由 ※ ①は、繰越を除く ※ ②は、e、fに掲げる事由のみ
定期積金	下記 ①、②、③、④に掲げる事由 ※ ①は、繰越を除く ※ ②は、e、fに掲げる事由のみ
ネット預金	下記 ②、③に掲げる事由 ※ ②は、a、b、fに掲げる事由のみ

- ① 預金者等の申出による預金通帳又は証書の発行（再発行含む）、記帳（記帳する取引がない場合は除く）若しくは繰越。
- ② 預金者等の申出による次に掲げる契約内容の変更。
- a. キャッシュカードの再発行
  - b. カードローン契約の終了
  - c. 解約予定日の設定・変更
  - d. 方式変更（通帳式から証書式または通帳式、証書式から通帳式への変更）
  - e. 総合口座への組入・組入解除（平成31年3月1日以降のものに限ります）
  - f. 別紙に掲げる注意コードの設定・解除
- ③ 預金者等による、次に掲げる事項の全部又は一部に係る情報の受領。
- ・当金庫名称及びお客様の預金等を取扱う店舗の名称
  - ・預金等の種別
  - ・口座番号その他預金等の特定に必要な事項
  - ・預金等の名義人の氏名または名称
  - ・預金等の元本の額
- ④ 総合口座等複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等にあつては、当該商品に係る他の預金等について、上記（1）及び①～③に掲げる事由の全部又は一部が生じたこと。

以上